

ご連絡

平成24年9月24日

公益社団法人全国消費生活相談員協会

理事長 丹野 美絵子 様

有限会社C o o & R I K U

代表取締役 大久保 延子



前略 お世話になっております。

貴協会の平成24年8月23日付ご連絡（以下、これを貴協会書面2といい、平成24年6月15日付申入書を貴協会書面1といいます）に対して、以下のとおり回答いたします。

1 今後の進行など

弊社としては、現在使用している契約書は適法なものであると考えております。その根拠は基本的には平成24年7月12日付ご連絡（以下、弊社書面1といいます）に記載したとおりです（貴協会書面2にてご指摘いただいた点については、項を改めて補足説明いたします）。

しかしながら、お客様により分かりやすい表現とすることは有益なことですから、ご指摘いただいた点を参考とし、年度内にも契約書を改定する方向で検討しています。具体的な契約書案を確定いたしましたら、使用を開始するより前に貴協会にお送りいたしますので、その際には、あらためてご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2 不特定物売買があるか否か

弊社における実情としては、ペットとして購入する方は、売買契約を締結する際に、例外なく個性に着目されています。

貴協会書面2では「その秋田犬と気に入ったから購入する場合（個性に着目した場合），もあれば、秋田犬一匹を買いたいと思って、秋田犬一匹を購入する場合（種類に着目した場合）もあり得ます」と指摘されています。しかし、弊社の実績に関する限りは、すべての契約において個性に着目されていましてインターネット販売の場合であっても、犬種のみで売買契約が成立した事例はありません。

なお、弊社書面1において東京地判平成16年7月8日LLI／DB判例秘書登載（参考裁判例）を指摘したのは「種類、生体番号によって特定された」という表現が、弊社の実情と適合しているという意味でした。貴協会書面2に「すべてのペットの売買契約が、特定物売買である（ペットの売買契約は、特定物売買しかありえない）と判示したわけではありません」とありますが、その理解には異存ありません。

3 瑕疵担保責任について

契約書第6条が「瑕疵担保の責を負わない」とするのは「引渡し完了後に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合」に限られており、契約上生じ得る目的物の瑕疵による損害賠償責任をすべて免除する条項ではありません。契約を締結した後、引渡し完了までの間に当該ペット特記事項以外の瑕疵が確認された場合には、民法の規定に基づいて損害賠償義務を負いますので「瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任を全部免除する条項」ではなく、消費者契約法8条1項5号には違反しません。

なお、貴協会書面2においてご質問を受けましたが、契約書第6条の「特記事項」は「特記事項／先天性疾患による保障制度」を指しています。これは一定の要件を満たした場合に「生体価格が同程度の犬猫を提供する」ものであり、消費者契約法8条2項1号の「事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任・・を負うこととされている場合」に該当します。したがって、仮に契約書第6条が

損害賠償義務を全部免除しているものと仮定しても、消費者契約法8条1項5号は適用されません。

この点、貴協会書面1に「飼育を開始した以後は、買主はそのペットに対し愛情を注ぎ、当該ペットの個性が決定的に重要になることから、同種の目的物の給付が当然に『瑕疵のない代替給付』になるわけではない。従って、ペットの売買契約においては、消費者契約法8条第2項の適用はない」とされています。しかしながら、ペットの個性に着目されることから直ちに消費者契約法8条第2項の適用が排除されるとは考えられません。条文を素直に読む限りは排除されないと考える方が自然であり、また、死亡した場合など当該生体を飼育し続けることが不可能な場合や、お客様が代替を希望されるケースもあり、実質的にも同条項を排除する理由はないと考えます。

弊社としては、参考裁判例が「消費者契約法8条1項5号に反し、無効となると解する余地はない」「売買の目的物が動物である以上、それが何らかの先天的ないし遺伝的な欠陥を有している危険性ないし可能性は常に否定できないのであって、そのような欠陥があった場合についての売主の責任を・・・限定することは、売買の目的物の性質に照らし合理的なものということができる」「消費者契約法10条に該当し、若しくは民法90条により無効であり、又は被告が本件免責特約に基づく免責を主張することは信義則に反するなどとは到底解し難い」と判示したことは妥当であり、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」の改正によって変更されるべき内容ではないと考えています。

この点、貴協会の見解を裏付ける裁判例や文献などありましたら、ご教示いただければ幸いです。

4 生命保障制度について

弊社は、保険業法に抵触しないと考えています。

貴協会書面2では「基本的には『リスク測定に応じた算定』がされているとも

考えられます」「付隨的なサービス提供システムというには無理があると思われます」とされています。しかし、ペットの生体代金と保障期間に応じた代金設定はリスク測定に基づくものではなく、保障代金の多寡だけで付隨的であることは否定されないと思われます。

貴協会の見解を裏付ける裁判例や文献などありましたら、ご教示いただければ幸いです。

弊社の検討の至らない点、ご不明な点などございましたら、ご指摘いただければ幸いです。

職務のこと故、失礼がありましたら、お許し下さい。

草々